

フォークリフト作業の 安全に関する説明会

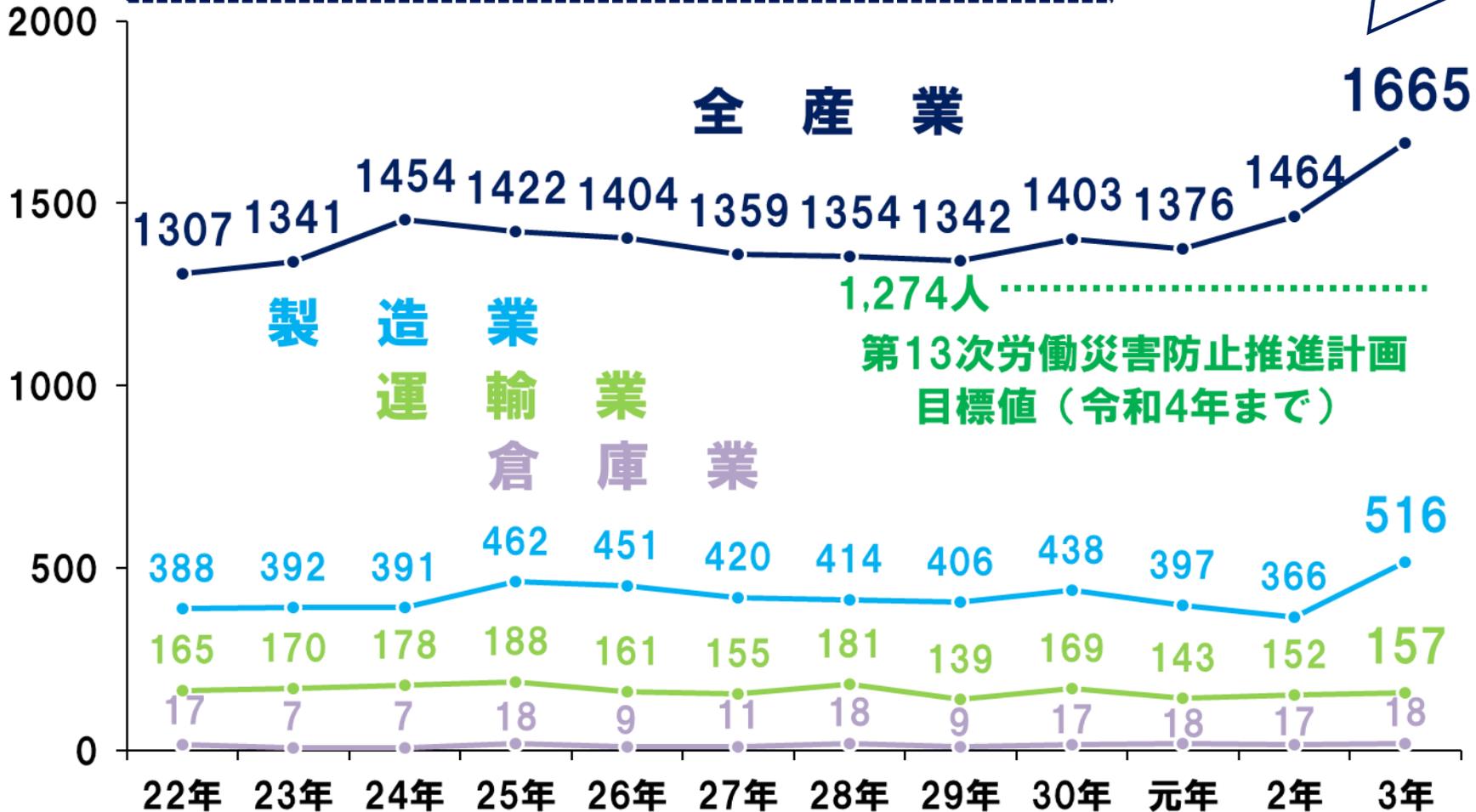
彦根労働基準監督署

労働災害発生状況

死傷災害発生状況の推移 (滋賀県)

新型コロナウイルス感染症(内数)
 全産業：226件(+169件) 製造業：99件(+96件)
 運輸業：12件(+11件) 倉庫業：1件(+1件)

新型コロナウイルス感染症を
 差し引いても、
 全産業、製造業では増加

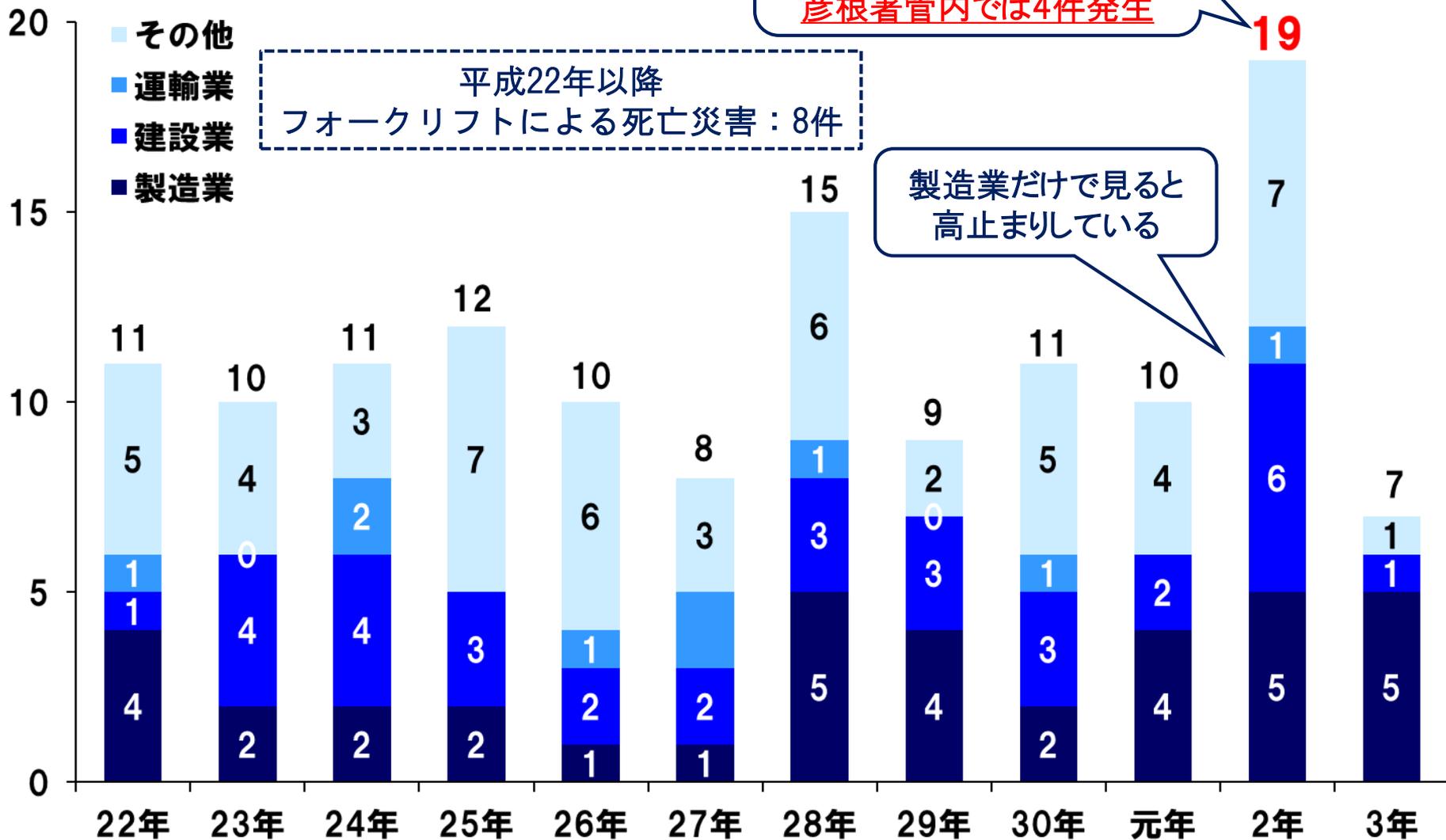


死亡災害発生状況(滋賀県)

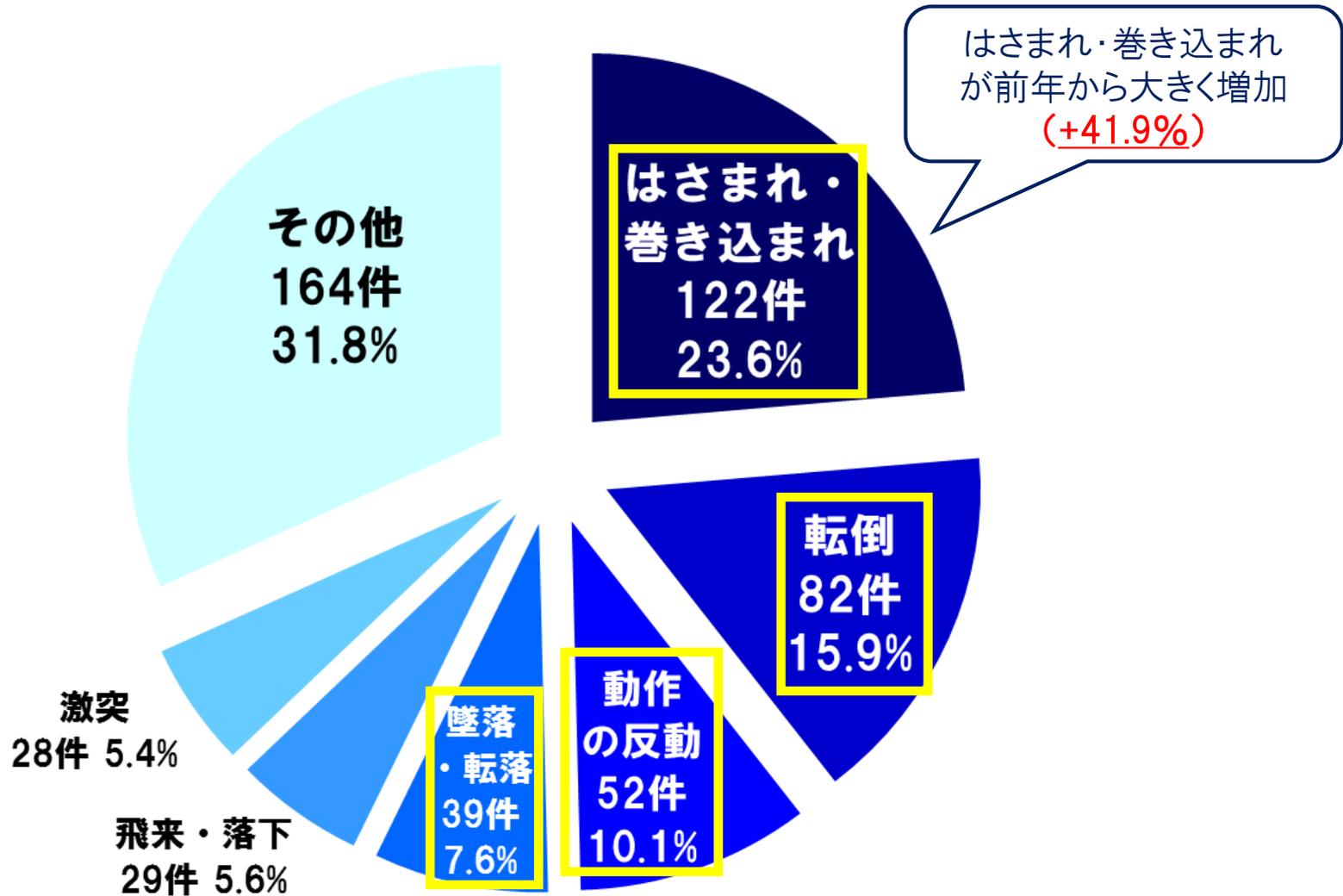
死亡災害は大幅増加し、
過去15年間で最も高い水準
彦根署管内では4件発生

平成22年以降
フォークリフトによる死亡災害：8件

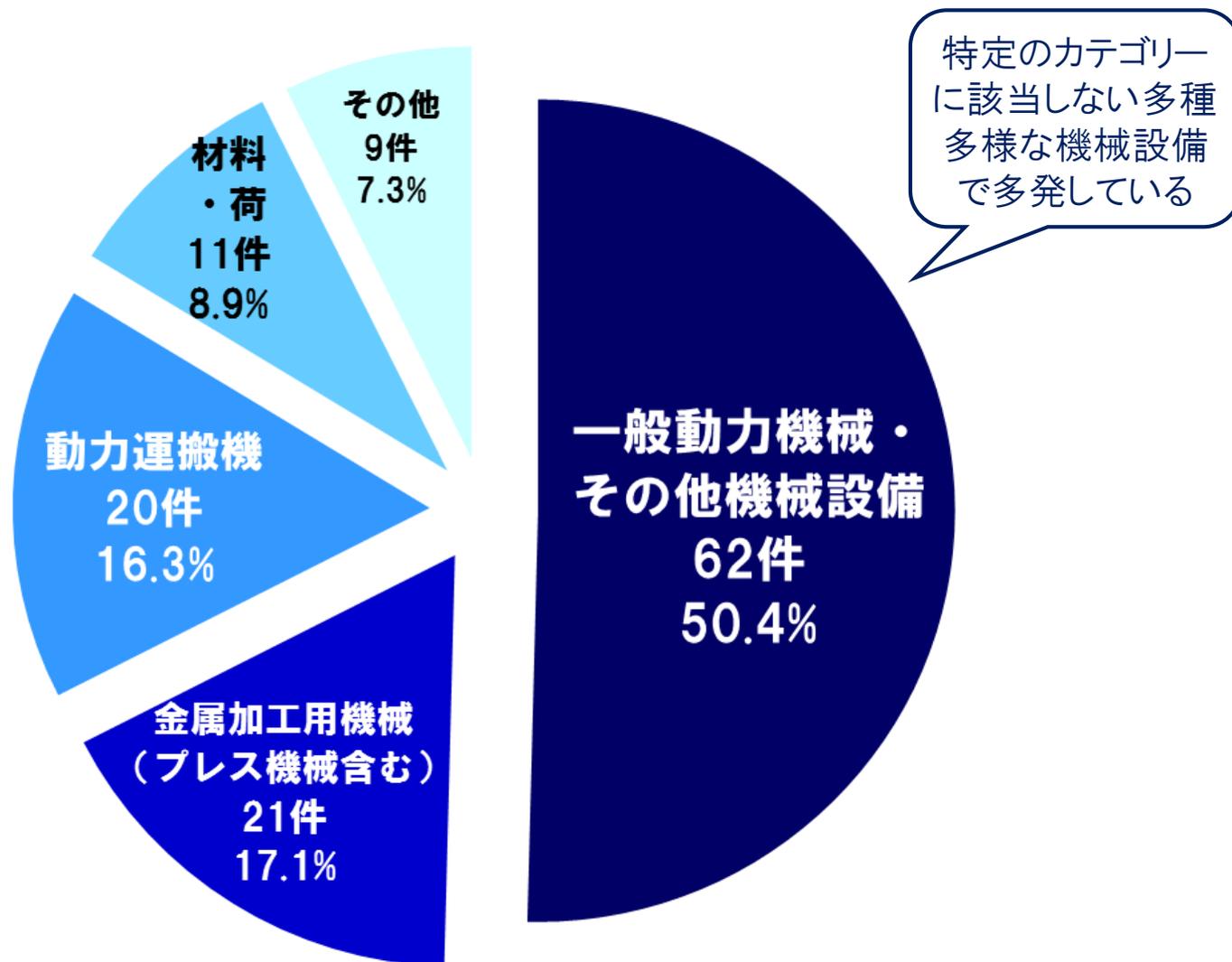
製造業だけで見ると
高止まりしている



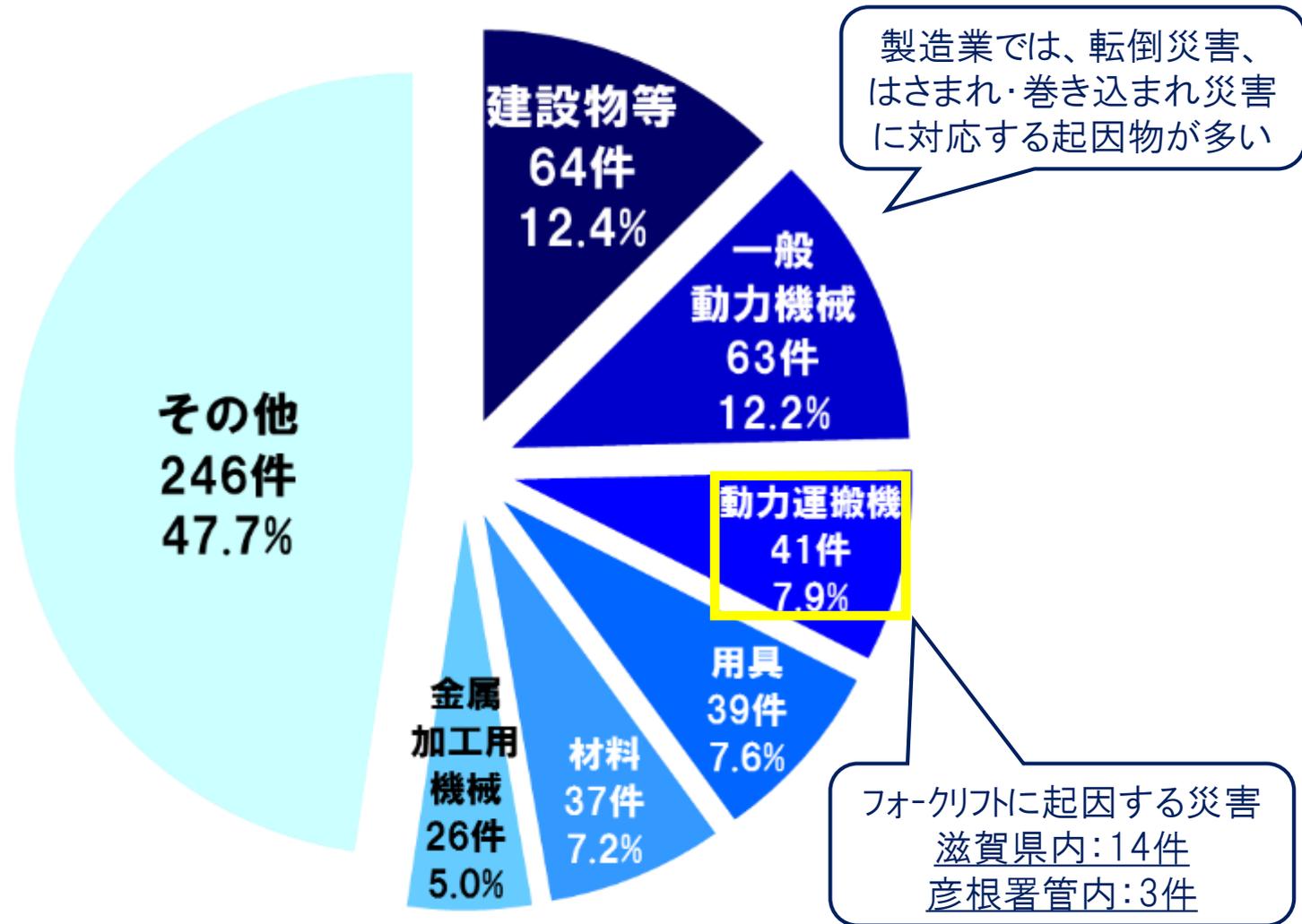
事故の型別災害分析(滋賀県 製造業)



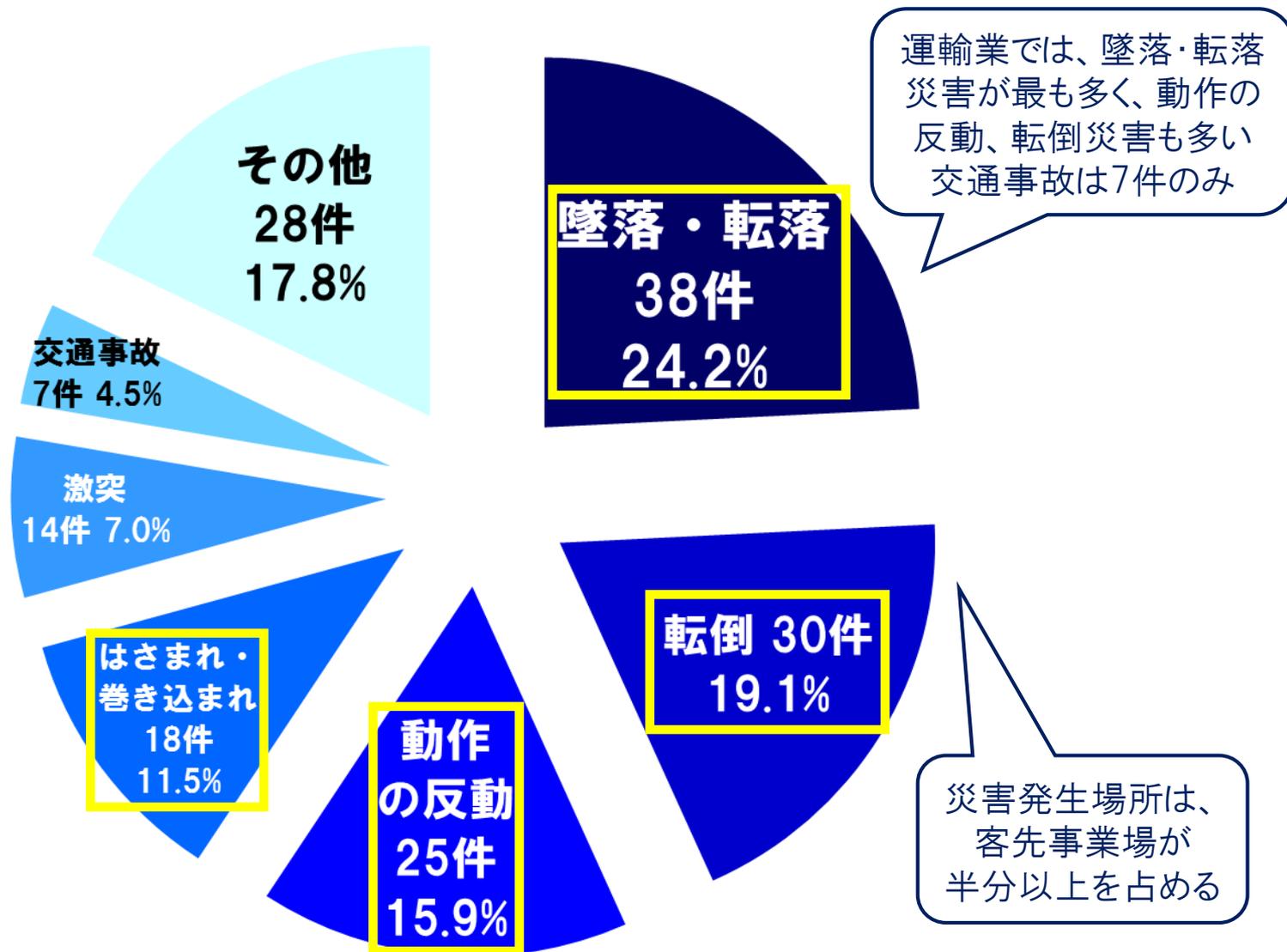
はさまれ・巻込災害の起因物(滋賀県 製造業)



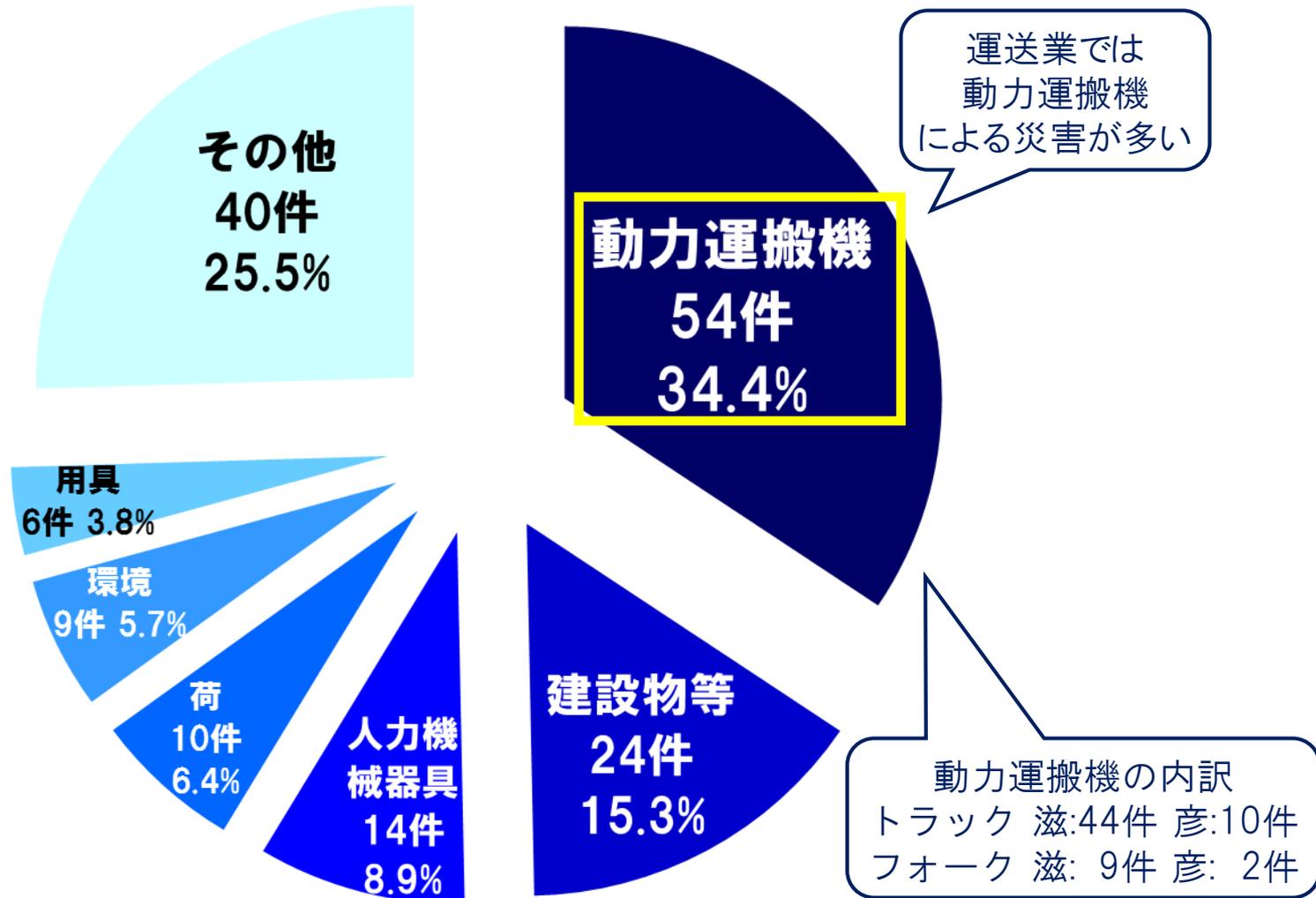
起因物別災害分析(滋賀県 製造業)



事故の型別災害分析(滋賀県 運輸業)



起因物別災害分析(滋賀県 運輸業)



事故型, 起因物別災害分析(滋賀県 倉庫業)

事故の型

- 墜落 4件
- 転倒 3件
- 動作の反動 3件
- 激突 2件
- 激突され 2件
- 崩壊 1件
- はさまれ 1件
- 飛来落下 1件
- その他 1件

起因物

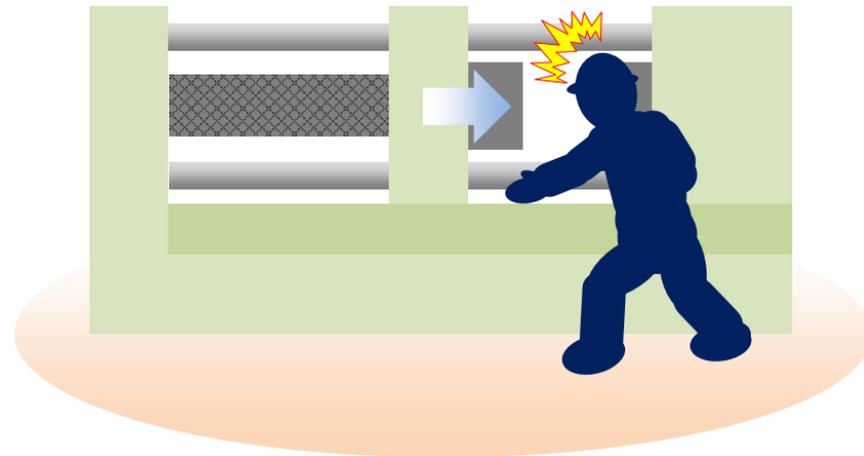
- フォークリフト 5件
- 用具 4件
- 荷物 2件
- 建築物 2件
- トラック 1件
- 環境 1件
- その他 3件

死亡災害事例

死亡災害事例①

◆令和2年12月発生（機械器具製造業）

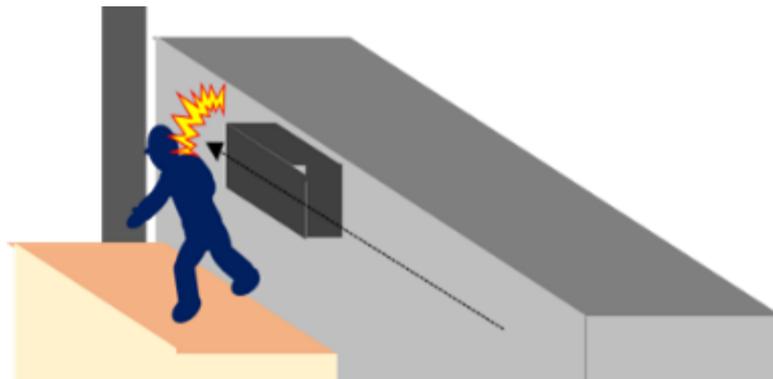
被災者は、自動で鋳造部品を製造する一連の鋳造装置の運転業務に従事していた。鋳造装置に溶融した金属が注入される前段階において、油圧機構による金型の閉止及び締め付けが行われるが、閉じる金型に頭部をはさまれたことにより死亡したものの。



死亡災害事例②

◆令和3年2月発生（機械器具製造業）

被災者は、機械設備の修理等を担当し、工作機械の改造工事に従事していた。被災者は、機械の制御盤上で、機械本体と制御盤を接続する配線用ダクト内の状況を確認していたところ、機械裏側に存在し、加工部と連動するカウンターウエイトが接近していることに気づかず、ダクトとの間に頭部をはさまれたもの。



死亡災害事例③

◆ 令和3年9月発生(化学工業)

被災者は、ロール形状に巻いたフィルムを自動バンド結束機を使用して結束する作業に従事していた。

フィルム側面に製品識別コードを貼り忘れたため、貼ろうとしたところ、フィルムをリフトアップする機構が作動し、リフトアップ用アームと機械のフレームとの間に頭部をはさまれたもの。

掃除等の場合の運転停止

◆ 安全衛生規則第107条

事業者は、機械の掃除、給油、検査、修理、調整の作業を行う場合において、危険を及ぼすおそれのある時は、機械の運転を停止しなければならない。

機械の運転を停止した時は、当該機械の起動装置に錠をかける、起動装置の掲示板を取り付ける等、作業従事者以外の者が機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

※短時間での調整等の作業にも適用

機械災害防止の2原則

- 隔離の原則 (安衛則第101条 等)

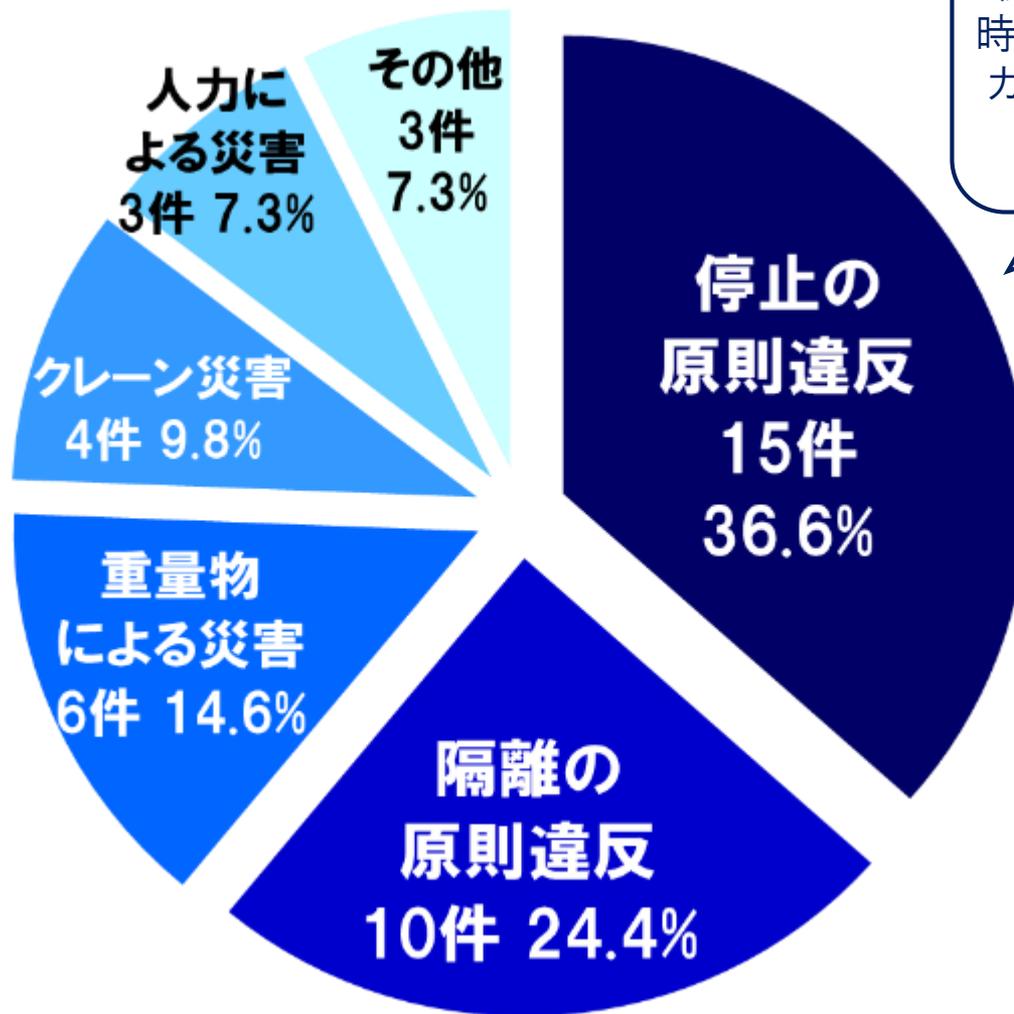
機械の稼働範囲に柵、囲い、カバー等を設けて、機械の稼働範囲に身体の一部が入らないようにする。

- 停止の原則 (安衛則第107条 等)

機械の稼働範囲内に身体の一部が入った場合に機械を確実に停止するインターロック等の安全装置を備え付ける。

やむを得ず機械の稼働範囲内で作業を行う必要がある場合、機械を完全に停止させる。

はさまれ・巻込災害の原因(彦根署 製造業)



はさまれ災害等の原因は、
機械の調整、復旧等作業時に停止を行わないこと、
カバー等により危険部分が隔離されていないこと
であった。

機械の調整、不具合発生時の行動

機械に不具合が発生したり、製品の位置等の調整、加工場所の掃除（切粉払い等のごく短時間の掃除も含む）といった作業を行う際は、必ず、機械を一時停止させること。

これらの作業を、機械を運転させたまま行うことで、効率的に作業を行うことができる場合も多く、また、ラインを止めることに抵抗を感じる作業者も多い。

職長等の管理者は、普段から、非常時に躊躇せず、ラインを止めるよう教育しておくことが重要。

死亡災害事例④

◆ 令和3年7月発生(商業)

被災者は、店舗の売上金を金融機関に入金するため、自動車を運転し片側1車線の県道を走行していたところ、対向車線にはみ出してしまったため、対向車線を走行していた車と衝突し、死亡したものの。

交通労働災害防止ガイドライン

自動車等の運転を行わせる事業者、荷主・元請事業者の皆さまへ

交通労働災害を防止しましょう 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち、2割以上を占め、労働災害防止上の重要な課題となっています。

平成24年4月に発生したツアーバスによる重大事故を受け、厚生労働省では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」とともに、交通労働災害の防止を図るための指針となるものです。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

交通労働災害防止ガイドライン

交通労働災害防止に関する労働安全衛生法上の直接的な規制はないが、「交通労働災害防止のためのガイドライン」が制定されている。

- 管理体制の整備
- 運行管理者、安全運転管理者の選任
- 労働時間、運転時間の管理
- 走行計画の作成
- 出発前点呼
- 交通安全教育
- 健康管理
- 荷役作業対策

死亡災害事例⑤

◆ 令和3年8月発生(その他の製造業)

原材料の殺菌工程において、被災者は圧力容器で殺菌した材料を乗せた台車を取入室に移動させ、圧力容器の出口の扉を閉めるスイッチを押そうとしたところ、非常停止装置が作動しており扉が閉まらなかった。

非常停止装置の解除を行おうとするも解除できず、取入室に計25分滞在していたところ、圧力容器から出てくる熱風により室温が上昇していたことで、熱中症を発症。

救急搬送されたが、4日後に多臓器不全で死亡したものの。

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

STOP！熱中症

令和4年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

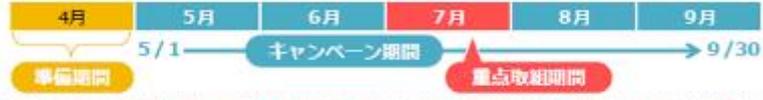
職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！



労働災害防止キャラクター「ムービー」

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



4月 5月 6月 7月 8月 9月
準備期間 5/1 キャンペーン期間 9/30
重点取組期間

確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/>	WBGT値の把握の準備 JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/>	服装などの検討 透気性の良い 作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能 をもつ 履の着用 も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施 熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立 衛生管理者などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の兼任 も行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	発症時・緊急時の措置の確認と周知 体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国製菓業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

STOP!熱中症クールワークキャンペーン

熱中症災害を防止するため、毎年、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」が展開され、夏季には以下の事項の実施をお願いしている。

- WBGT値の把握
- 作業計画の策定
- 暑熱環境の改善
- 休憩室の整備（冷房、水分、塩分の設置）
- 服装の見直し（空調服等）
- 熱順化期間の設定
- 一定時間ごとに水分、塩分補給
- 健康管理

死亡災害事例⑥

◆ 令和3年8月発生（廃棄物処理業）

廃棄物処理を行う事業場で死亡災害が発生したものの。

被災者は、客先事業場から回収した産業廃棄物をタンクローリーから汚泥ピットへ投入する作業に従事していた。廃棄物の大半をピットへ投入した後、タンク内に入り、高圧水、スコップで残った廃棄物を掻き出していたところ、意識を失い、ピットに落下し、溺死したものの。

廃棄物の揮発性は低く、酸欠の可能性は考えられないものであった。

死亡災害事例⑦

◆ 令和4年2月発生(道路貨物運送業)

被災者は、トラックを運転し高速道路を走行中、前方車両への追突を避けるため、ハンドルを大きく切ったところ車両が横転した。

トラックから脱出した被災者は、緊急電話を使用するため路肩を歩いていたが、誤って路肩の側壁(高さ約90cm)を乗り越えてしまい、約12m墜落し、死亡したものの。

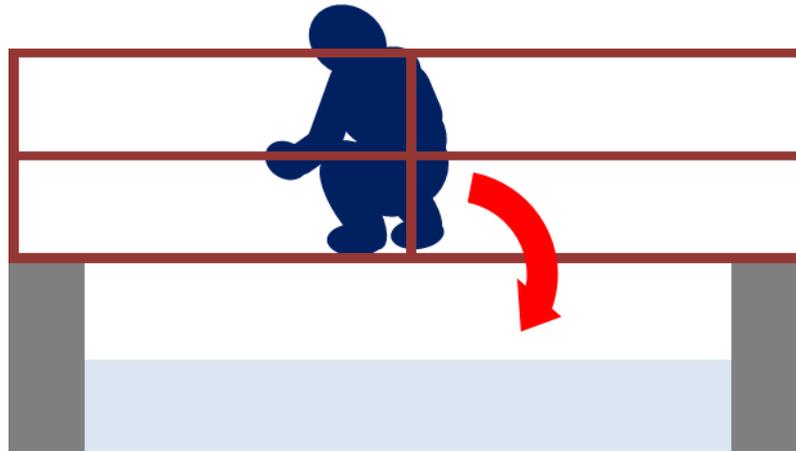


死亡災害事例⑧

◆ 令和4年4月発生（製造業）

工場敷地内に浄化槽が設置されているが、水面に浮かんでいる状態の被災者が発見され、救急搬送されたが病院で死亡が確認されたもの。

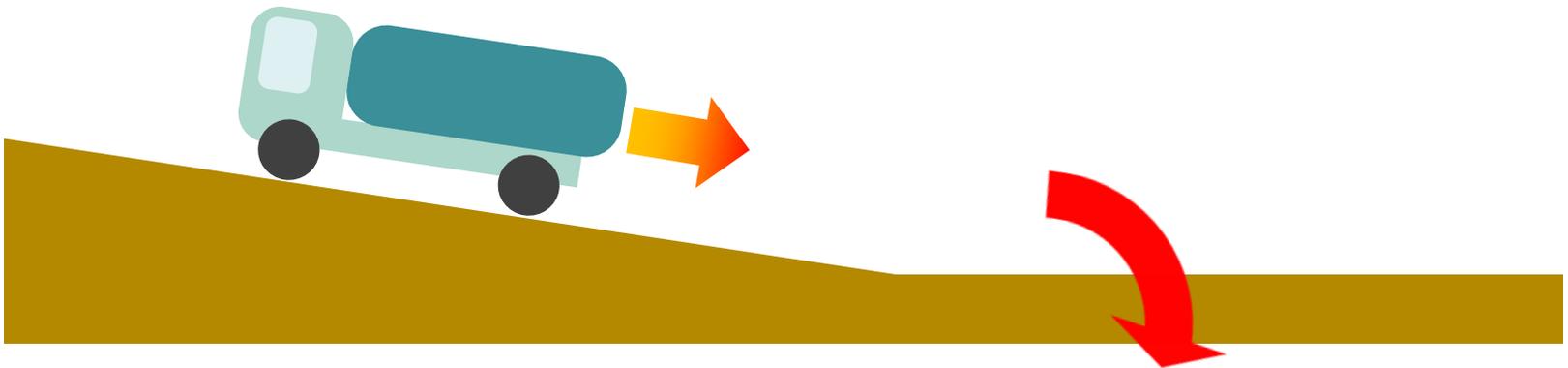
浄化槽上には通路が架設されており、被災者は、通路から槽内を確認していたところ、誤って墜落したものと推定された。



死亡災害事例⑨

◆ 令和4年6月発生（廃棄物処理業）

被災者は、散水車を運転し、建設廃材再生プラント内を散水しながら走行していた。上り勾配を走行中、突然、車両が後退し始め、カーブにおいて道路をはみ出し、道路脇の法面を転げ落ちたもの。



トラックの運転に係る安全対策

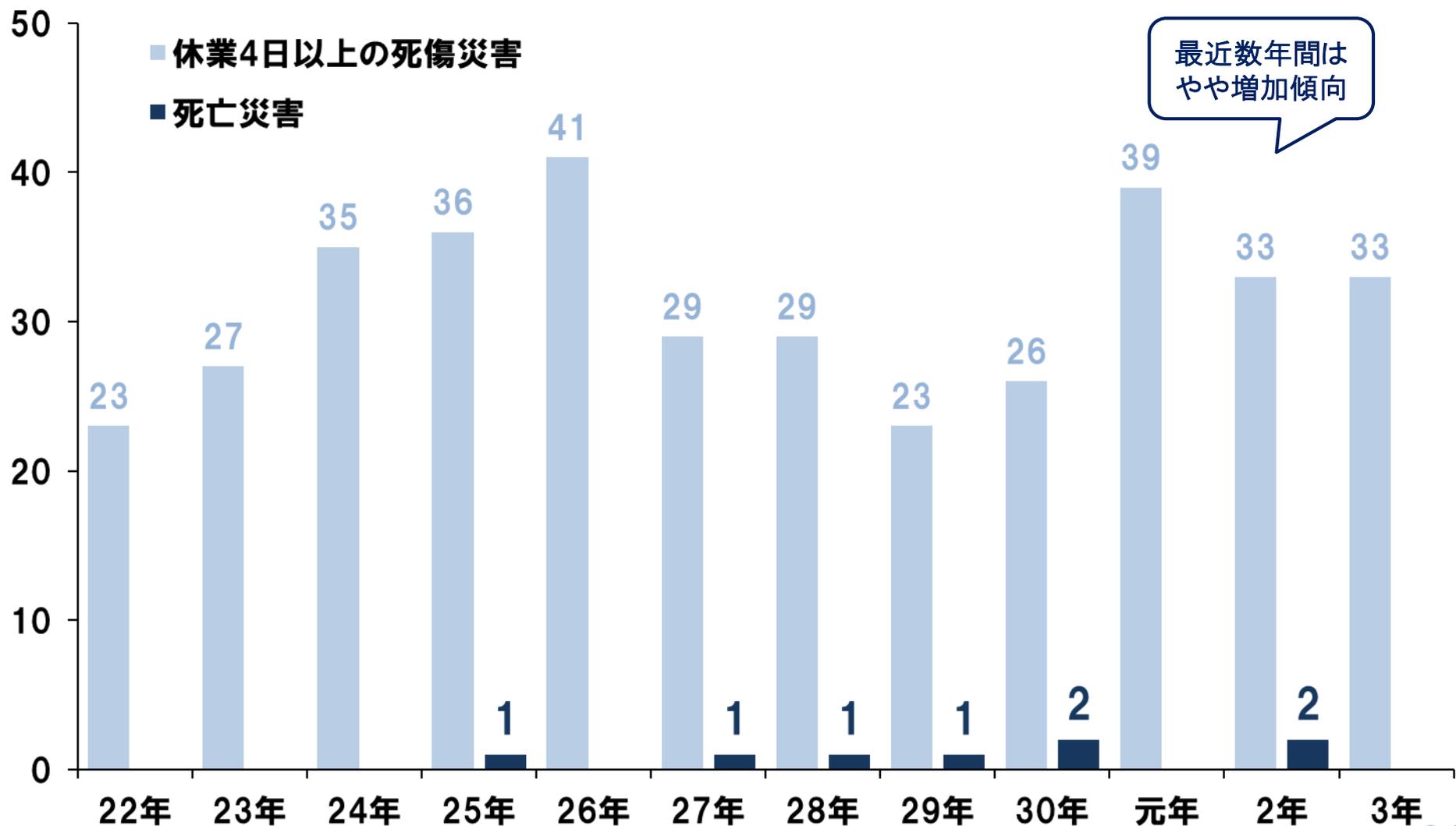
◆労働安全衛生規則第151条の6

事業者は、車両系荷役運搬機械（フォークリフト、構内の貨物自動車）を用いて作業を行う時は、車両系荷役運搬機械の転倒、転落による危険を防止するため、運行経路について、路肩崩壊、地盤の不動沈下の防止、幅員保持等の必要な措置を講じなければならない。

路肩等で車両系荷役運搬機械を用いて作業を行う場合において、転落等により危険が生じるおそれのある時は、誘導者を配置し、誘導を行わせなければならない。

フォークリフトに 係る労働災害

フォークリフト災害発生状況（滋賀県）

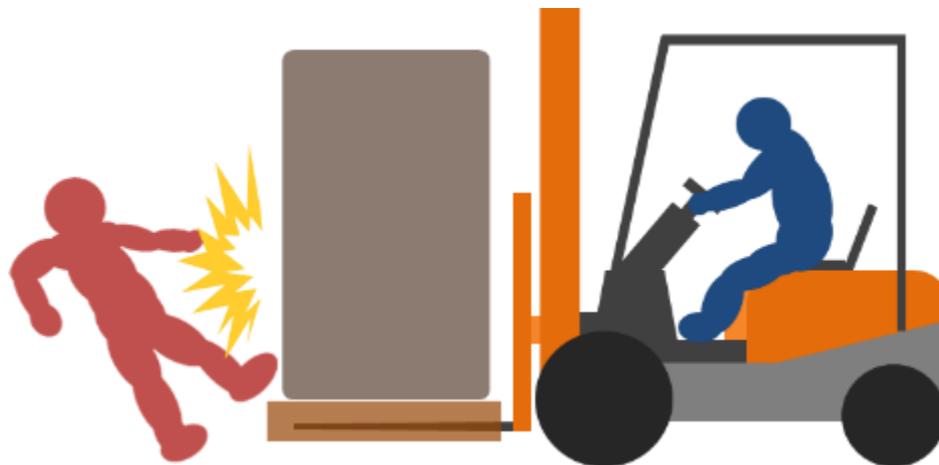


フォークリフト死亡災害事例①

◆ 令和4年3月発生(卸売業)

作業場内で圧縮梱包された段ボールをフォークリフトに積載して移動させる作業が行われていた。

被災者が場内を徒歩により通行していたところ、走行してきたフォークリフトと接触、車両に踏まれたことにより死亡したものの。



フォークリフト死亡災害事例②

◆平成30年11月発生（機械器具製造業）

被災者は、大型の荷を運搬中のフォークリフトの誘導を行っていたが、フォークリフトが方向転換を行った際、荷がバランスを崩し、被災者の上に倒れ、死亡したものの。

災害発生原因として、荷の積載方法が不安定であったこと、被災者がフォークリフトに接近しすぎていたことが考えられた。



フォークリフト死亡災害事例③

◆平成27年9月発生（印刷業）

バック走行していたリフトに、別室から出てきた被災者が激突され、転倒した際に頭部を打ち、脳挫傷により死亡したものの。

リフト運行経路への作業者の立入が禁止されておらず、接触防止措置が講じられていなかったことが原因と考えられた。



歩車分離の徹底

◆ 労働安全衛生規則第151条の7

事業者は、車両系荷役運搬機械（フォークリフト）を用いて作業を行う時は、**運転中のフォークリフト又はその荷に接触することにより労働者に危険が生じるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。**

ただし、**誘導者を配置し、当該フォークリフトを誘導させる時はこの限りではない。**

※リフト優先が原則であることに注意

フォークリフト死亡災害事例④

◆平成29年3月発生（畜産業）

被災者は、ビニールハウスを張り替える作業に従事していた。ハウスの屋根部分の張り替えを行う際、フォークリフトのフォーク部分にパレットを積み、その上で作業を行っていたが、パレットから墜落したものの。

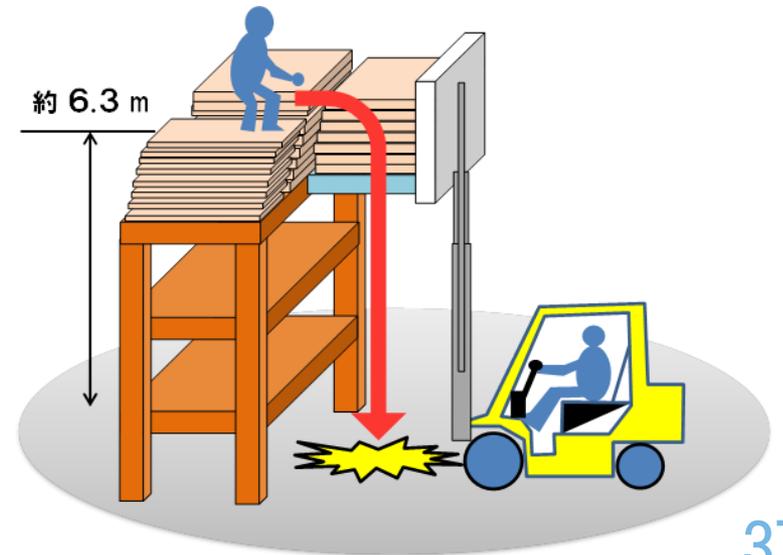


フォークリフト死亡災害事例⑤

◆平成29年12月発生(化学工業)

被災者は、ラック上段のダンボールを降ろそうと、同僚の運転するフォークリフトで上段まで上げてもらい、隣の荷の上でダンボールをフォークリフトへ積み替えていたが、ダンボールを引き抜く際、手が滑りバランスを崩し、墜落したものの。

被災者は安全帯の着用しておらず、運転手は運転資格を有していなかった。



用途外使用の禁止

◆ 安全衛生規則第151条の14

事業者は、車両系荷役運搬機械（フォークリフト）を、荷の吊上げ、労働者の昇降等、主たる用途（荷の運搬）以外の用途に使用してはならない。

ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのない時はこの限りではない。

※ 車両本体の転倒の危険がなく、パレットの周囲に手すり等を設け、パレットをフォークに固定する等の措置を講じた場合は、高所での作業床として使用可能

フォークリフト死亡災害事例⑥

◆平成25年8月発生（製造業）

被災者は、フォークリフトを運転し、原材料を製造ラインに供給する業務に従事していた。原材料をクランプした状態で後退したところ、建屋側に構造物に後輪が乗り上げ、車両が転倒、投げ出された被災者が下敷きになったもの。



フォークリフトの運転に係る安全対策

◆労働安全衛生規則第151条の6

事業者は、車両系荷役運搬機械（フォークリフト、構内の貨物自動車）を用いて作業を行う時は、車両系荷役運搬機械の転倒、転落による危険を防止するため、運行経路について、路肩崩壊、地盤の不動沈下の防止、幅員保持等の必要な措置を講じなければならない。

路肩等で車両系荷役運搬機械を用いて作業を行う場合において、転落等により危険が生じるおそれのある時は、誘導者を配置し、誘導を行わせなければならない。

フォークリフト死亡災害事例⑧

◆平成30年12月発生(商業)

被災者は、事業場内の倉庫において、フォークリフトを使用して農業用器具の収納作業を行っていた。

作業中、フォークリフトの調子が悪くなったため、被災者は車両を降り、確認を行っていたところ、車両が転倒し、被災者が下敷きになったもの。

降車時の措置

◆労働安全衛生規則第151条の11

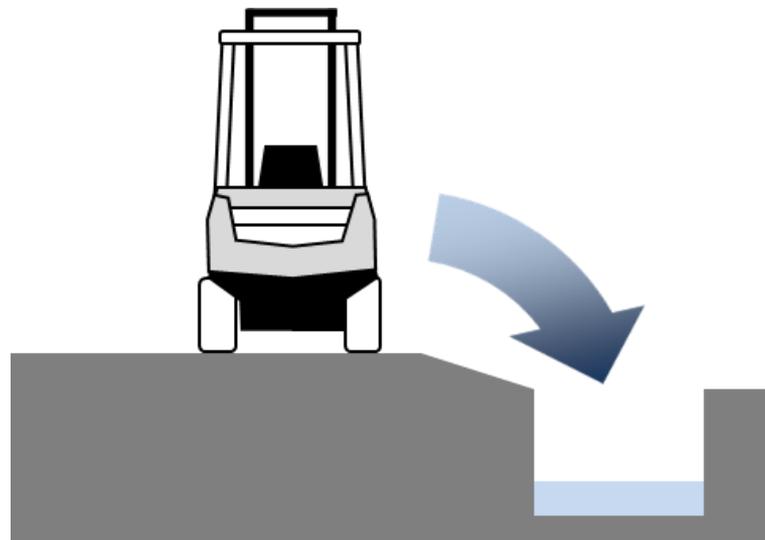
事業者は、車両系荷役運搬機械の運転者が運転位置から離れる場合は、以下の措置を講じさせなければならない。

- フォーク等の荷役装置を最低降下位置に置くこと
- 原動機を止め、停止状態を保持するため、ブレーキ等かける等、一層防止措置を講じること

フォークリフト死亡災害事例⑦

◆令和2年7月発生(農業)

被災者は、草刈機を搭載したフォークリフトを運転し、農道(公道)を走行していたところ、道路脇の側溝に転落、横転し、その際、運転席から投げ出され、横転したフォークリフトの下敷きになったもの。

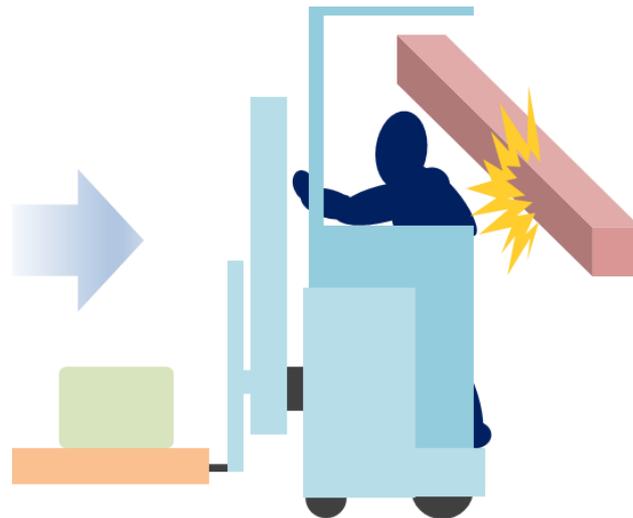


フォークリフト死亡災害事例⑧

◆令和2年11月発生(倉庫業)

被災者は、倉庫内でフォークリフトを運転し、荷物をラックに収納する業務に従事していた。

最下段のラックへの収納を行うため、ラック間で旋回動作を行おうとしたところ、ラックのフレームに接触し、胸部をはさまれたもの。



荷役作業中の 労働災害防止対策

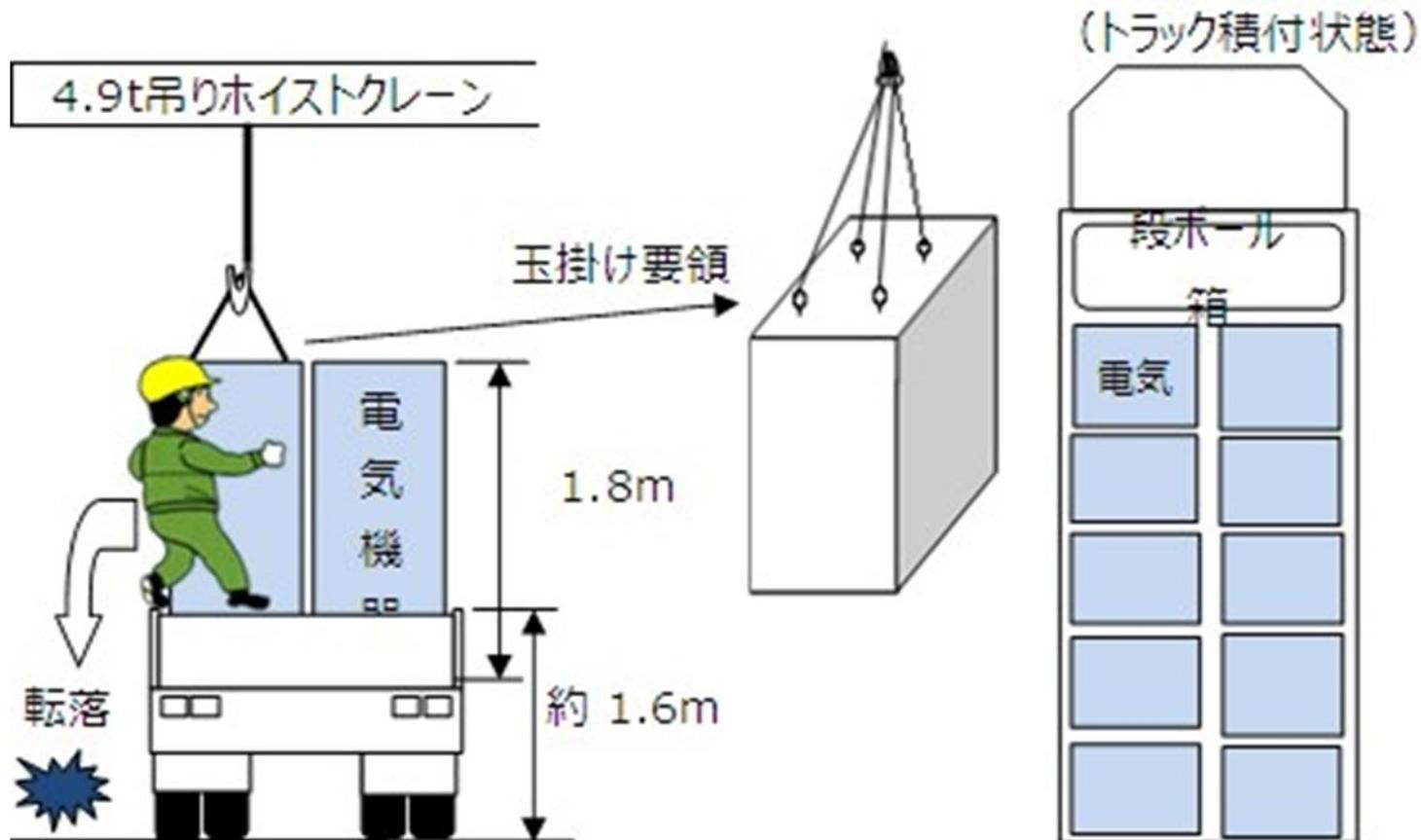
荷役作業中の労働災害が多発

滋賀県内の運輸交通業での労働災害は、増減を繰り返しており、全産業に比べて減少幅が小さい。また、交通事故による死亡災害、荷役作業中の休業災害が多いため、これらへの対応策を講じることが基本的対策となる。

荷役作業中の労働災害で典型的なものは、トラック荷台等からの墜落災害、荷の落下による災害、転倒災害、ロールボックスパレットによる災害、等が挙げられる。

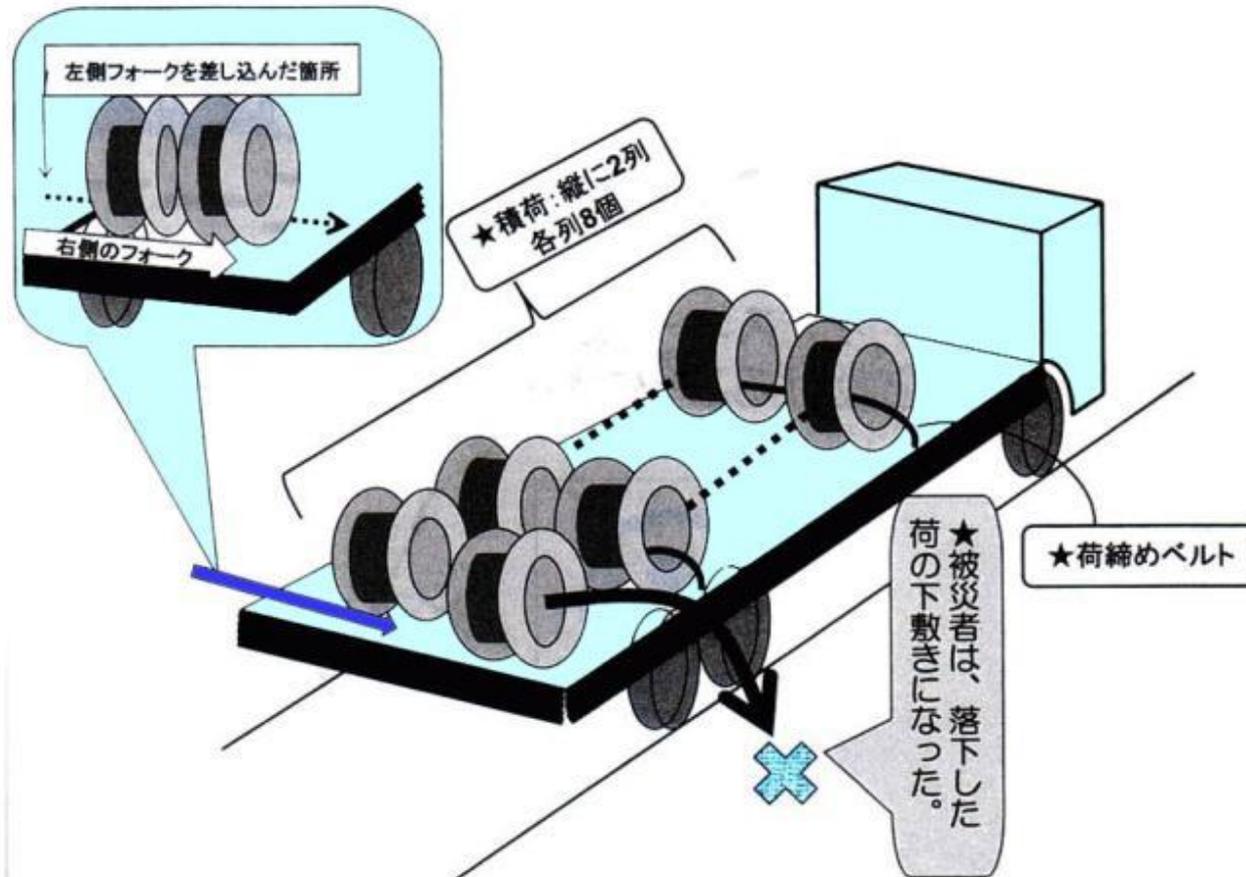
荷役作業中の典型的な災害

- ◆ ホイストクレーンで荷卸し中に荷が振れてトラックから転落



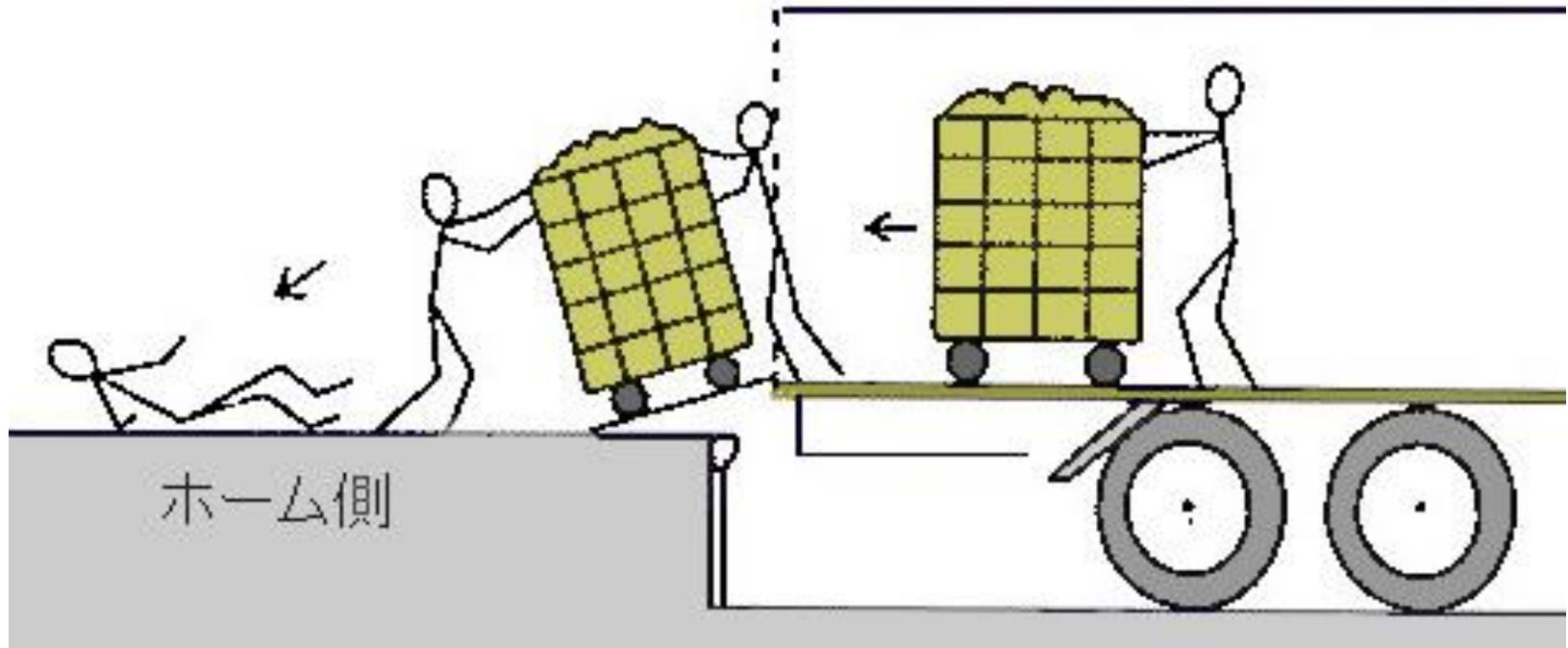
荷役作業中の典型的な災害

- ◆ トラック荷台からフォークリフトで荷の取卸し作業中、落下した荷の下敷きとなった



荷役作業中の典型的な災害

- ◆ ロールボックスパレットをプラットフォーム上に引き込む作業中に転倒したもの



荷主事業場内で労働災害が多発

運輸交通業での労働災害の多くは荷役作業中に発生しており、その内の半分以上が荷主等事業場（荷主、配送先等）の構内において発生している。

荷役作業中の墜落災害の防止対策には足場、セーフティブロック等が有効であるが、これらを使用できるかどうかは、荷主等事業場の現場状況等に依存し、運送業者単独では対応が困難な面がある。



荷主等事業場による協力が不可欠

災害発生状況まとめ

荷役作業の安全対策ガイドラインでは、荷主等の事業場に対して、以下の事項への取り組みを求めている。

- 運送業者と合同の安全衛生協議会の設置
- 安全作業連絡書により、貨物の重量、荷役作業の有無、役割分担等の事前通知
- 荷役作業、混在作業時の安全対策
- フォークリフトを貸し出し、使用させる場合の措置（定期検査、運転資格の確認）
- 墜落防止対策
- 安全運行ができない恐れのある発注禁止

荷役作業の安全対策ガイドライン

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

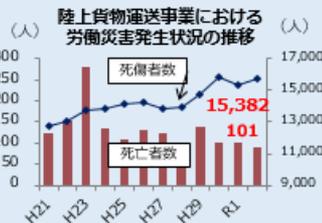
荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。
新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、
一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告
R2は12月速報の対前年比からの年間推定値

発生率が他業種の4倍

働く人1,000人あたりの死傷者数は8.8人で、
全産業平均2.2人と比較しても高い数値です。



半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落（転落）など、
重篤な災害が多く発生しています。

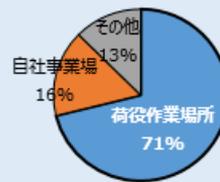
休業見込み日数 (令和2年12月速報)



7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が
荷役作業場所で発生しています。

災害発生場所 (H28)



災害防止のためには、

荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！

⇒ 安全対策ができていないか裏面のチェックリストで確認

滋賀労働局
彦根労働基準監督署
が展開する各種施策

新型コロナウイルス感染症対策

事業者の皆様、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

事業場内自主点検用資料

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐに行えることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば改善を要請いただき、改善に努めてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1	感染予防のための体制	
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の牙使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実行可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「3つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2	感染防止のための基本的な対策	
	(1)事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
	(2)感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
	・人との間隔は、できる限り2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※ 発熱などのリスクがある場合には、5分についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんの丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(3)三つの密の回避等の徹底	
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

滋賀県産業安全の日

◆実施期間

- 開催日 11月15日
- 準備期間 11月1日～11月14日
- 改善期間 11月16日～11月30日

◆実施事項

- 経営トップによる現場パトロール
- 作業手順、安全基準等の総点検
- リスクアセスメント など

ゼロ災滋賀ロゴマーク

最近の労働災害の増加傾向を受け、安全衛生意識の高揚を図るため、滋賀労働局では、ゼロ災滋賀ロゴマークを制定し、事業場での使用を奨励している。滋賀労働局のHPにおいて、卓上カレンダー等のデータと併せて公開している。

